

第2次中野市行政改革大綱

平成22年5月

中野市

目 次

I	はじめに	1
II	基本理念	1
III	計画期間	1
IV	基本項目	2
V	大綱の体系	3
VI	行政改革の取り組み	4
	A 地域主権時代に対応した市民との連携・協働によるまちづくりを進めます	4
	1 市民参加の拡充	4
	2 市民との協働体制・パートナーシップの確立	4
	3 公平・透明で活力ある効率的な組織・機構の構築	5
	B 地域主権時代に対応した職員づくりを進めます	6
	1 職員教育の推進	6
	2 親切・迅速な市民サービスの向上	6
	3 政策形成能力の向上	7
	4 能力を引き出す人事管理	7
	C 地域主権時代に対応した財政運営を進めます	8
	1 自主財源の積極的な確保を図ります	8
	2 必要性、効率性、有効性を考えた歳出を行います	8
	3 コストの縮減	9
	4 次世代への負担軽減に努めます	9
	D 緑豊かな環境を次世代に引き継ぐ施策を進めます	10
	1 環境に配慮した施策の推進	10
VII	今後の推進に向けて	10

I

はじめに

行政改革の経過と必要性

地方分権時代を迎え、市町村には、自己決定、自己責任の度合いが高まり、財政的に自立することが求められてきました。

行政改革への取り組みについては、旧中野市と旧豊田村において継続的に行われてきましたが、少子高齢化、人口減少社会の到来、経済低迷等による社会情勢の変化が顕著になる中、将来にわたり不断に市民サービスを提供できる基礎自治体をめざして、行政改革の有力な手段である「合併」を選択し、平成 17 年 4 月に新中野市として発足し 5 年が経過しました。

この間、厳しさを増す財政状況、地方の自己責任の進展、行政課題の多様化の中では今後も更なる行政改革と財政改革を進める必要があります。

総合計画では、市民と行政の協議により恵まれた自然環境と景観を大切にし、伝統文化を受け継ぎ、郷土の誇りを大切にすることを育て、文化・歴史・芸術の香り高いまちづくりを進めること、そして地域の活性化と福祉の向上など元気の出るまちづくりを実現するため、めざす都市像を「緑豊かなふるさと 文化が香る元気なまち」と決めました。

この目標に向かい、合併による財政措置が続く間に、行政組織のスリム化、歳入・歳出構造の改善など、足腰の強い行政運営体制を構築する必要があります。

このため、平成 21 年度をもって終了する「第 1 次行政改革大綱」を更に推進するため、「第 2 次行政改革大綱」を策定するものであります。

II

基本理念

市民の理解と協力のもとに行政改革を推進し、市民、地域等が行政とともに地域の経営に責任をもって関わる、地域主権時代に対応できる自治体を目指します。

III

計画期間

計画の期間は、平成 21 年度を基準年度として、目標年度を平成 24 年度とします。
なお、今後の社会情勢の変化等により、必要な場合は見直しを行います。

基本理念のもと、次の四つの基本項目に沿って行政改革に取り組みます。

A 地域主権時代に対応した 市民との連携・協働によるまちづくりを進めます

平成12年4月に施行された、いわゆる『地方分権一括法』は、明治以来形成されてきた中央集権型行政システムを地方分権型行政システムへと転換するものであります。

本市においては、国と地方自治体の役割を明確にし、市政運営に市民等の参加の拡充を図り、「自らのことは、自ら決定し・行動し・責任を持つ」地域主権時代に対応した、市民との連携・協働によるまちづくりを進めます。

B 地域主権時代に対応した職員づくりを進めます

地域主権は、執行体制の改革だけで実現するものではありません。そこで働く職員自身も変化していくことが求められています。

本市においては、従来国・県の指示や横並び意識から、自らの地域を自らの力で経営することのできる地域主権時代に対応した、職員づくりを進めます。

C 地域主権時代に対応した財政運営を進めます

地方財政は、国の構造改革の推進、経済環境の変化など厳しさが増す中で、基礎的な財政収支の改善が求められています。

本市においては、財源の確保及びコスト抑制を図る一方、必要な施策に重点的な財源措置を行い、地域主権時代に対応した、計画的で効率的な財政運営を進めます。

D 緑豊かな環境を次世代に引き継ぐ施策を進めます

すべての生物の生存基盤である地球環境の大切さを自覚し、潤いと安らぎのある緑豊かな自然を次世代に引き継ぐために、環境に配慮した施策を進めます。

大項目	中項目	小項目	
A 地域主権時代に対応した市民との連携・協働によるまちづくりを進めます	1 市民参加の拡充	(1) 情報公開・提供の充実	
		(2) 市民へのわかりやすい説明	
		(3) 市民意見反映等の推進	
		(4) 女性の公職登用	
	2 市民との協働体制・パートナーシップの確立	(1) NPO法人やボランティア団体等との連携強化と支援	
		(2) 地域力の発揮と良好なコミュニティの維持形成	
		(3) 市民と行政との役割分担の見直し	
	3 公平・透明で活力ある効率的な組織・機構の構築	(1) 自立のための組織・機構の見直し	
		(2) 公共施設等の適正配置	
(3) 審議会及び各種制度等の見直し			
(4) 電子自治体の推進			
(5) 外郭団体等の見直し			
(6) 広域的行政の推進			
B 地域主権時代に対応した職員づくりを進めます	1 職員教育の推進	(1) 基礎教育の充実	
		(2) 職場内研修の積極的な取り組み	
		(3) コスト意識の醸成	
	2 親切・迅速な市民サービスの向上	(1) サービス業としての意識改革	
		(2) 窓口サービスの向上	
	3 政策形成能力の向上	(1) 専門研修の充実	
		(2) 人事交流の充実	
	4 能力を引き出す人事管理	(1) 人事制度の見直し	
		(2) 給与制度の見直し	
		(3) 定員管理の見直し	
	C 地域主権時代に対応した財政運営を進めます	1 自主財源の積極的な確保を図ります	(1) 市税等の収納率の向上
			(2) 使用料、手数料等の見直し
(3) 遊休資産の売却等			
2 必要性、効率性、有効性を考えた歳出を行います		(1) 事務事業等の見直し	
		(2) 人件費の削減	
		(3) 既存施設等の見直し	
		(4) 民間活力の活用	
3 コストの縮減		(1) 施設整備に係るコスト比較等	
		(2) 効率的な事務事業の執行	
		(3) 公平・公正・透明な入札の推進	
4 次世代への負担軽減に努めます		(1) 市債発行の抑制・市債残高の縮小	
		(2) 基金の適正運用	
D 緑豊かな環境を次世代に引き継ぐ施策を進めます		1 環境に配慮した施策の推進	(1) 環境保全活動の推進
			(2) 環境資源の有効活用

A 地域主権時代に対応した 市民との連携・協働によるまちづくりを進めます

地域主権時代の行政は、公共的サービスを担う主体の多様化に対応し、市民やコミュニティ組織、団体等と協働する、市民とのパートナーシップによる市政運営が求められています。

協働の市政運営には、個人情報の保護に配慮しつつ、市民にわかりやすく情報提供し、説明責任を果たすことが必要です。

また、地域主権時代にふさわしい、行政組織・機構の構築が求められています。

1 市民参加の拡充

地域主権時代に対応するため、更なる市民参加の拡充が求められています。

(1) 情報公開・提供の充実

真の住民自治を実現していくため、情報公開を一層推進します。

ただし、情報の公開にあたっては、個人情報保護には十分配慮します。

(2) 市民へのわかりやすい説明

市政の内容を広報紙・音声告知放送・ケーブルテレビやインターネットなどを通じ情報提供していますが、グラフや絵柄を取り入れたり、言葉づかいを工夫して、その内容をよりわかりやすいものにします。

(3) 市民意見反映等の推進

パブリックコメントの実施、住民説明会の開催により市民への情報提供、意見聴取、意見の反映等を推進します。

(4) 女性の公職登用

全ての市民がお互いの生き方を尊重し、個性豊かに生きることができる社会とするため、各種審議会等への女性の登用を一層推進します。

2 市民との協働体制・パートナーシップの確立

地域主権時代に対応するため、市民と行政が共に自治を担う主体として自立し、双方の持てる力を出し合って安心して暮らせる地域を創っていく必要があります。

(1) NPO法人やボランティア団体等との連携強化と支援

NPO法人やボランティア団体等と行政は、対等な立場で連携しその活動を支援しながら、地域福祉の向上や地域活性化を図ります。

(2) 地域力の発揮と良好なコミュニティの維持形成

高齢者の生活や子供の育ちを支え、地域の基盤や伝統文化を維持する、区を中心とし

た地域等のコミュニティ活動を支援し、地域力の更なる発揮と良好なコミュニティの維持形成を図ります。

(3) 市民と行政との役割分担の見直し

公共的サービスについて、市民と行政との役割を「自助・共助・公助」の観点から見直して担い手の多元化を進めます。

行政は、行政が担うべきサービスと市民と協働するサービスを重点的に行います。

3 公平・透明で活力ある効率的な組織・機構の構築

地域主権時代に対応するため、自ら考え、自ら行動するための組織・機構を構築することが求められています。

(1) 自立のための組織・機構の見直し

地方分権の推進により、地方公共団体の役割が増大してきています。これに対応した行政システムは、簡素にして効率的なものでなければなりません。

縦割りの弊害を廃し、総合的な行政が執行できる体制に整備します。また、必要に応じ、組織横断的なプロジェクトチームの編成を行います。

(2) 公共施設等の適正配置

学校、保育園等については、将来人口や地域の特性を考慮しながら、通学、通園等の区域の見直し、施設の適正配置について検討します。

(3) 審議会及び各種制度等の見直し

より公平・透明で効率的な行政運営を図るため、各種審議会等の整理・統合に努めるとともに、公募委員枠を設けるなど、市民の誰もが自由に発言できる機会がもてるよう、開かれた会議づくりを進めます。

また、各種制度や仕事のやり方を見直します。

(4) 電子自治体の推進

事務処理の電算化や情報通信の電子化を図るため、機器の整備が進められてきました。これらの機器を有効に活用し、電子申請・電子交付などによる市民サービスの向上を図ります。

実施にあたっては、情報セキュリティの確保とともに個人情報保護には十分配慮します。

(5) 外郭団体等の見直し

市が、人的支援や財政的支援を行っている各種団体について、スクラップアンドビルドも考慮した見直しと、自立した健全経営を推進します。

(6) 広域的行政の推進

各種施設の重複投資を回避するとともに、事務事業の効率化・省力化を図るため事業の内容に応じた広域的行政を推進します。

B 地域主権時代に対応した職員づくりを進めます

地域主権時代に対応する地方公共団体の改革は、そこに働く職員自身もその改革に応じて変化していくことが求められています。

従来のように国・県の指示を仰ぐのではなく、主体的に自ら判断することが必要となります。特に今、厳しい財政状況の中でより一層の意識改革が求められています。

1 職員教育の推進

公務員は、全体の奉仕者であることを常に自覚していなければなりません。また、自ら考え・自ら行動する職員が求められています。

(1) 基礎教育の充実

公務員としての職務に対する姿勢やコンプライアンスの徹底、倫理観の保持及び必要な知識など、基礎的な教育を充実します。

(2) 職場内研修の積極的な取り組み

体系的な研修を行うとともに日常の仕事を通じ、職場内において仕事の進め方や接遇などの教育、訓練を職員が相互に協力し合い進めます。

(3) コスト意識の醸成

事務事業の推進にあたっては、企業経営意識をもちながら常にコストを意識した執行に努めます。

会議の運営にあたっては、常にコストを意識するとともに、会議の開催頻度や会議時間、委員数なども必要最小限とします。

2 親切・迅速な市民サービスの向上

市民サービスは、サービスの受け手側に立ったものでなければなりません。

このため、市民の目線に立った行政サービスを「親切・迅速」に行うことが求められています。

(1) サービス業としての意識改革

公務員はサービス業との意識を常にもち、市民から好感を持たれる応対と市民ニーズに的確に応えた迅速な行政サービスの提供に努めます。

なかでも「オ.ア.シ.ス.運動」(※)については、一層の徹底を図り、親切で丁寧な応対に努めます。

※ オアシス運動…社会生活の基本となる4つのあいさつ運動をみんなで実践することにより、明るい世の中にしていく運動です。

「オ」 おはよう

「ア」 ありがとう

「シ」 しんせつ (しつれいします)

「ス」 すみません

(2) 窓口サービスの向上

市民が行政と最初に触れ合うのは窓口です。行政全体のサービス向上を図るのはもちろんですが、窓口サービスの向上を重点に取り組みます。

3 政策形成能力の向上

従来は、国や県からの通達を読みこなして忠実に実践していれば足りる場合がありましたが、地方分権に伴い通達制度は廃止されました。

これからは、市民ニーズを今まで以上に的確に把握する努力が必要であり、市民ニーズに沿った施策を市民の参加を得て、企画・立案し、的確に実施していく能力が求められています。

(1) 専門研修の充実

市民ニーズは多様化と同時に高度化しています。市民ニーズに応える能力と自ら判断し行動する能力が求められています。

これらの能力を身に付けるための専門研修を充実します。

(2) 人事交流の充実

より高度で専門的な行政能力や、民間経営感覚を習得するため、行政間や民間企業等との人事交流を進めます。

4 能力を引き出す人事管理

新たなニーズや課題に対応できる、能力と意欲に満ちた人材づくりが必要となっています。このため、地域主権時代にふさわしい人事制度や給与制度への改革が求められています。

(1) 人事制度の見直し

厳しい財政状況と地域主権時代に対応した住民サービスの提供を図るため、職員一人ひとりが、能力を発揮できるように地方公務員制度改革を見据えながら人事制度を見直します。

(2) 給与制度の見直し

厳しい財政状況と地域主権時代に対応するため、各種手当等について業務内容及び時代の変化を踏まえ、給与制度を見直します。

(3) 定員管理の見直し

厳しい財政状況と地域主権時代に対応するため、機能的な組織と連動した職員配置により、適正な定員管理に努めます。

C 地域主権時代に対応した財政運営を進めます

地方財政は、急激な景気の冷え込みや企業収益の悪化等から税収不足の状況にあり、さらに円高とデフレにより景気回復の兆しが見えない状況にあります。

こうした状況に対応し、安定性のある行政サービスを確保するため、民間の経営手法を取り入れる等、これまで以上のコスト削減を図る一方、自主財源の確保を図るとともに、真に必要な施策への重点的な財源配分を図るなど、効率的かつ効果的な財政運営が求められています。また、緑豊かな自然環境と景観を大切に、地球にやさしい循環型社会の形成を図る取り組みや、長期的な視野での次世代へ向けた取り組みの必要があります。

1 自主財源の積極的な確保を図ります

市民のニーズに応えるための貴重な基礎的財源である、市税等の収納率の向上や、使用料等の見直し、遊休資産の売却・賃貸等、積極的な歳入確保が求められています。

(1) 市税等の収納率の向上

市税、保険料や上下水道料などの収納率向上に努めます。

(2) 使用料、手数料等の見直し

各種の使用料や手数料等について、適正な受益者負担を勘案した料金体系を検討します。

自主財源の確保を図るため、新たな財源の研究を進めます。

(3) 遊休資産の売却等

遊休資産となっている土地、建物等については、今後における用途を検討し、利用の見込めない資産については、売却、賃貸等により、有効活用に努めます。

2 必要性、効率性、有効性を考えた歳出を行います

厳しい財政状況から事務事業の見直しなどを行います。公益性の観点を踏まえつつ、歳出全体を抑制・縮小するなかで、真に必要な事業に重点的に財源措置を行い、市民ニーズに応えた効率的な歳出を目指します。

(1) 事務事業等の見直し

事業の必要性、効果等を客観的に判断するため、「行政評価制度」を推進します。

事務事業費削減のため、組織・事業の内容を精査し、統廃合の検討や補助・負担率等の見直しを行い、費用対効果など常に経営的感覚をもって財政運営を進めます。

(2) 人件費の削減

給与制度、定員管理の見直しや組織の見直しにより、人件費の削減を図ります。

(3) 既存施設等の見直し

既存の施設等については、賃借料等経常的なコストの節約・節減を図るとともに、計画

的な修繕等を行い耐用年数を延ばし、改築をできる限り抑えます。

施設の必要性、運営状況の評価・検討を行い市民ニーズ、利便にあわせ、利用目的の変更や廃止の検討、空き施設や空きスペースの有効利用を図ります。

道路、公園などの公共的なスペースの維持では、住民活力の活用を図る取り組みを推進します。

(4) 民間活力の活用

公の施設の管理については、そのあり方を検討し、指定管理者制度の活用を進めます。また、民営化について研究します。

3 コストの縮減

施設整備等については、その必要性、費用対効果、整備手法ならびに維持・管理費用など、コストを意識した総合的な判断が求められています。

(1) 施設整備に係るコスト比較等

合併の財政支援措置を有効に活用し、真に必要な事業に重点的に財源措置を行います。施設整備は、既存施設の有効活用を優先し、新たに整備する場合には完成後における維持・管理費用を総合的に比較・検討し、コストの縮減に努めます。

(2) 効率的な事務事業の執行

行政サービスについては、前例や慣例にとらわれることなく、市民の福祉増進に配慮しつつ、企業経営的感覚を取り入れた行政運営を図ります。

(3) 公平・公正・透明な入札の推進

入札制度については、市内業者の健全な育成に配慮しながら、公平・公正・透明を基本として、より競争性が発揮できるよう見直しを進めます。

4 次世代への負担軽減に努めます

次世代を担う子供たちの育成は、行政の重要な課題のひとつであります。そのため、市債発行の抑制・市債残高の縮小による将来的な負担の軽減、基金の適正運用による財産の継承を図ることが、財政運営に求められています。

(1) 市債発行の抑制・市債残高の縮小

次世代に過度な財政的負担を強いることがないように、市債発行の抑制や、新たに生じる公債費の制限とともに、市債残高の縮小に努めます。

(2) 基金の適正運用

基金については、市の将来的な行財政運営に活力と希望とゆとりをもたらし、かつ後年度負担を軽減する財源として、適正運用を図り、その財産の継承を図ります。

D 緑豊かな環境を次世代に引き継ぐ施策を進めます

私達の身のまわりの環境は、ごみ問題などの地域的な課題から、異常気象の頻発に代表される地球温暖化や生態系の破壊など、地球的規模の問題にまで拡大し深刻化しています。

そのため、緑豊かな自然環境と景観を大切にし、地球にやさしい循環型社会の形成を図る取り組みや、長期的な視野での次世代に向けた取り組みの必要があります。

1 環境に配慮した施策の推進

次世代を担う子供たちのためにも環境保全は大切な行政課題のひとつであります。そのため、どうしたら豊かな環境を将来に引き継いでいけるか職員一人ひとりが考え、一事業者として環境にやさしいまちづくりを推進していく取り組みが求められています。

(1) 環境保全活動の推進

環境に配慮した事務事業、省エネ・省資源、リサイクル等の推進を図ります。

(2) 環境資源の有効活用

今ある資源を有効に活用し、新たにクリーンエネルギーの導入など環境負荷の低減を図ります。

VII 今後の推進に向けて

行政改革をより実効性のあるものとしていくためには、職員一人ひとりが基本理念を自らのものとして共有し、行動するとともに、市民の理解と協力があって、はじめて達成されるものであります。今後、改革を進めるために以下の取り組みを行っていきます。

1 実行計画を策定し、目標を掲げます。

本大綱を進めるため、実行計画を策定します。実行計画は、目標の数値化や具体的で分かりやすい指標を用い、具体的な取り組みを明示します。

2 改善・改革の進行管理

市長を本部長とする、行政改革推進本部において、実行計画に基づいて毎年、前年度実績を検証し、行政改革推進委員会など外部意見を取り入れながら見直しを行います。また、その実績を市民に公表していきます。

3 基本理念の浸透のために

全ての職員にこの大綱の基本理念が浸透するよう、毎年、目標設定(Plan)～実行(Do)～評価(Check)～見直し(Action)の各段階に参画し、事例の共有を行います。

このため、相互の意見交換の場を設けていきます。